

国海員第175号

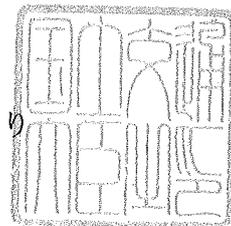
平成26年9月25日

交通政策審議会

会長 浅野正一郎 殿

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 松島みどり



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第206号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
乾汽船株式会社	東京都中央区勝どき一丁目13番6号	1
有限会社八幸マリン	大阪府茨木市大字粟生岩阪493番地	1